

公益財団法人 橋本財団
資産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人橋本財団（以下「この法人」という。）定款第6条に規定する基本財産及び基本財産以外の財産（以下「資産」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、その運用指針、運用手続き等について必要な事項を定める。

(適用される資産)

第2条 この規程において運用の対象とする資産は、この法人の保有する財産のうち寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている資産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資産とする。

(資産運用の責任者)

第3条 資産の運用責任者は、理事長とする。

2 資産運用の執行を行う責任者（以下「資産運用執行責任者」という。）は、常務理事とする。

3 資産運用執行責任者は、善良な管理者の注意をもって資産の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

4 理事長は、翌事業年度における資産運用の執行方針及び計画につき、理事会の承認を得なければならない。

(基本財産の運用基本方針)

第4条 資産については、資産価値の維持を図りながら、公益事業の運営の安定に資するよう、必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目標とする。

2 分散して投資することを基本とし、長い投資期間を活かして、より安定的に、より効率的に収益を獲得し、事業運営に必要な流動性を確保する。

3 資産全体のリスク管理を行うとともに、市場と連動した安全性の高い運用と市場の上昇期待に基づく積極的な運用を併用し、収益を生み出す投資機会の発掘に努める。

4 投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ財務的な要素に加えて、非財務的要素であるE S G（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進する。

(理事会への資金運用状況の報告)

第5条 資産運用執行責任者は、資産の運用状況について、必要に応じて理事会に報告するものとする。

(資産の運用事務手続き)

第 6 条 資産運用について事務局内に資産運用検討委員会を設置し、資産運用執行責任者が委員長となり委員を指名する。

2 資産運用検討委員会は、定款、本規程及び関係法令並びに理事会の決定を遵守し、資産運用に資するための市況の動向等について情報の収集及び調査に努め、効果的な資産の運用業務を遂行するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。